

## 中期財政見通し

### 1. 市財政の現状

国の三位一体改革等により地方交付税総額が抑制されてきたため、懸命の経費節減努力にもかかわらず、市の貯金である基金が大幅に減少してきました。

本市では、ここ数年、少子高齢化の進展等に伴う福祉関係経費の増大や土地開発公社健全化債等の償還により急速に増加した公債費負担に対応するため、行財政構造改革推進計画の実施や予算編成から執行過程にわたる仕事の見直しなど経費節減努力により収支の均衡を図ってきました。

【増加】< 扶助費・公債費・繰出金等充当一般財源の推移 > (単位 百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
扶助費	3,315	3,718	4,110	3,938	3,947	3,998
公債費	7,690	8,085	8,084	8,236	8,150	8,562
繰出金	8,449	8,542	8,531	8,791	7,019	6,454
後期高齢者医療保険負担金	0	0	0	0	1,550	1,669
計	19,454	20,345	20,725	20,965	20,666	20,683

【抑制】< 人件費・物件費・投資的経費充当一般財源の推移 > (単位 百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	10,761	10,636	10,713	10,420	10,011	10,261
物件費	4,385	3,981	3,871	3,851	3,773	3,878
投資的経費	1,307	970	880	831	921	705
計	16,453	15,587	15,464	15,102	14,705	14,844

\* 当初予算ベース 16年度は宇部市、旧楠町合算額

しかしながら、平成16年度から始まった「三位一体改革」や、その後の地方交付税総額抑制の影響を大きく受け、一般財源総額が減少傾向にあり、財政調整基金依存の傾向が強まるなど非常に厳しい財政状況にあります。

< 主な一般財源の推移 > (単位 百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
主な一般財源	38,091	38,012	38,277	38,240	37,754	37,758
国庫補助負担金削減影響額	290	510	1,189	1,189	1,189	1,189
-	37,801	37,502	37,088	37,051	36,565	36,569

\* 当初予算ベース 16年度は、宇部市・旧楠町合算額

< 基金残高の推移 > (単位 百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
財政調整基金	2,263	1,941	1,811	1,062	1,102	355
減債基金	768	467	468	469	470	492
退職金基金	2,212	2,742	2,772	2,249	1,929	1,425
その他	2,468	2,471	2,681	2,751	2,866	2,932
計	7,711	7,621	7,732	6,531	6,367	5,204

\* 20年度、21年度は見込額

## 2. 中期財政見通し

市独自の判断で用途を決める一般財源収入は、引き続き減少していくと予測しております。

### 試算に当たりの前提

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006及び2007等によると、人件費、投資的経費の厳しい抑制を図る方針は続いており、本市においては、地方交付税や臨時財政対策債に影響を受けると予測されます。

このため、今後の財政運営に影響を受けるこの国の動向を見通しに織り込む必要があります。

また、市財政の現状から財政調整基金の残高も急激に減少していますので、基金繰入に依存しない財政運営を検討する必要があります。

なお、試算に当たっては、一般財源ベースとし、予算規模については後段の(参考)に掲げております。

### (1) 平成21年度～平成25年度 一般財源の収支試算(一般会計)

(単位: 百万円)

区 分	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
義務的経費	29,914	100.6%	29,948	100.1%	29,472	98.4%	29,316	99.5%	29,127	99.4%
人件費	10,261	102.5%	10,219	99.6%	10,091	98.7%	9,950	98.6%	9,815	98.6%
扶助費	3,998	101.3%	3,942	98.6%	3,971	100.7%	3,988	100.4%	4,015	100.7%
公債費	8,562	105.1%	8,396	98.1%	8,260	98.4%	8,248	99.9%	8,143	98.7%
繰出金	6,454	92.0%	6,639	102.9%	6,360	95.8%	6,300	99.1%	6,345	100.7%
退職金基金積立金	639	105.1%	752	117.7%	790	105.1%	830	105.1%	809	97.5%
投資的経費	705	76.5%	684	97.0%	663	96.9%	643	97.0%	624	97.0%
その他経費	8,249	102.5%	8,135	98.6%	8,096	99.5%	8,057	99.5%	8,078	100.3%
物件費	3,878	102.8%	3,878	100.0%	3,878	100.0%	3,878	100.0%	3,878	100.0%
補助費等	3,789	101.4%	3,789	100.0%	3,789	100.0%	3,789	100.0%	3,789	100.0%
その他	582	107.8%	468	80.4%	429	91.7%	390	90.9%	411	105.4%
歳出計	38,868	100.4%	38,767	99.7%	38,231	98.6%	38,016	99.4%	37,829	99.5%
市税	25,255	96.9%	25,255	100.0%	25,255	100.0%	25,255	100.0%	25,255	100.0%
地方交付税総額	9,766	114.9%	9,486	97.1%	8,966	94.5%	8,936	99.7%	9,286	103.9%
うち臨時財政対策債	2,116	155.2%	2,116	100.0%	2,116	100.0%	2,116	100.0%	2,116	100.0%
その他歳入	3,047	88.9%	3,047	100.0%	3,047	100.0%	3,047	100.0%	3,047	100.0%
歳入計	38,068	100.2%	37,788	99.3%	37,268	98.6%	37,238	99.9%	37,588	100.9%
要調整額(歳入 - 歳出)	800		979		963		778		241	

平成21年度の要調整額は、財政調整基金繰入金で対応。

**試算条件**

歳入については、国の地方財政対策を予測し試算。  
 歳出については、投資的経費の一般財源を国の方針どおり伸率3%減とし、  
 義務的経費の動向を試算。

(1) 歳出

ア 人件費

職員給与費は、定員適正化計画を織り込み試算。  
 退職手当は、退職予定者の積上げにより試算。

イ 扶助費

20年度当初予算の一般財源をベースに、過去の伸率等を勘案し試算。

ウ 公債費

現に保有する市債の元利償還金に、新規発行予定分(21年度以降建設事業債(用地会計を含め毎年35億円以内)+臨時財政対策債(利率1.8%))の元利償還金を加えて試算。

エ 繰入金

医療費、保険給付費及び公債費など各特別会計の義務的経費に対する一般会計の負担部分を試算。

オ 退職金基金積立金

退職手当の状況

(単位：人/百万円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
退職者数	48	50	47	51	50	
退職手当見込額	1,246	1,265	1,189	1,265	1,265	
財 源	退職金基金繰入金	1,240	1,260	1,180	1,260	1,260
	一般財源	6	5	9	5	5

退職金基金の状況

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末現在高	1,929	1,425	1,013	718	382
積立予定額	736	848	885	924	902
	取崩予定額	1,240	1,260	1,180	1,260
当該年度末現在高	1,425	1,013	718	382	24

表の退職金基金繰入金 = 表の取崩予定額

上記の積立予定額は、特別会計からの負担金等を加算した実際の積立予定額であり、前頁表中の退職金基金積立金は特別会計からの負担金等を控除した一般財源ベースの積立金となっています。

積立の考え方 退職手当の動向を勘案し、所要額を積立。

給料総額 120/1,000 140/1,000 150/1,000 160/1,000 160/1,000  
 (21年度) (22年度) (23年度) (24年度) (25年度)

18年度までは給料総額の80/1,000、19年度は100/1,000、20年度は112/1,000

参考 計画期間後の退職手当の状況

(単位：人/百万円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
退職者数	43	54	26	36	36
退職手当見込額	1,088	1,366	658	911	911

今後の対処方針については、P11 参照

カ 投資的経費

21年度当初予算の一般財源をベースに、22年度以降、国の方針に基づき伸率3%減で試算。

キ その他の経費

21年度当初予算の一般財源をベースに、22年度以降同額で試算。

(2) 歳入

ア 市税

21年度当初予算調定額をベースに、伸率は0%で試算。

イ 地方交付税総額

普通交付税

基準財政需要額は、21年度試算額をベースに、公債費、事業費補正は見込額で、地方再生対策費、地域雇用創出推進費は伸び率0%で試算。その他の経費については、国の人件費、投資的経費の厳しい抑制を図る方針に対応し、個別算定経費と包括算定経費を、22、23年度は各2億円を減額、24年度以降は伸率0%で試算。

なお、22年度からは、21年度まで措置されていた基準財政需要額の合併補正（約2億円）が廃止されるため、減額しています。

また、23年度からは、22年度まで措置されていた地域雇用創出推進費（約3億円）が廃止されるため、減額しています。

臨時財政対策債

21年度当初予算をベースに、22年度以降同額で試算。

特別交付税

21年度当初予算をベースに、22年度以降同額で試算。

ウ その他収入

地方特例交付金

21年度当初予算をベースに、同額で試算。ただし、特別交付金（恒久減税補填分）は平成21年度で廃止されるので、平成22年度以降減額し試算。

その他

21年度当初予算をベースに、同額で試算。

エ 財政調整基金繰入金

未計上。

(参 考) 所要一般財源から推計した予算規模

(単位 百万円)

区 分	21 年度		22 年度		23 年度		24 年度		25 年度	
	予算額	前年比	予算額	前年比	予算額	前年比	予算額	前年比	予算額	前年比
義務的経費	42,628	101.8%	41,998	98.5%	41,495	98.8%	41,445	99.9%	41,406	99.9%
人件費	12,334	103.2%	12,253	99.3%	12,045	98.3%	11,984	99.5%	11,849	98.9%
扶助費	12,498	101.3%	12,493	100.0%	12,567	100.6%	12,601	100.3%	12,674	100.6%
公債費	9,719	106.2%	8,893	91.5%	8,756	98.5%	8,744	99.9%	8,739	99.9%
繰出金	7,341	94.9%	7,511	102.3%	7,242	96.4%	7,192	99.3%	7,242	100.7%
退職金基金積立金	736	105.1%	848	115.2%	885	104.4%	924	104.4%	902	97.6%
投資的経費	5,409	101.2%	5,246	97.0%	5,089	97.0%	4,936	97.0%	4,788	97.0%
その他経費	11,573	99.9%	11,462	99.0%	11,425	99.7%	11,385	99.6%	11,409	100.2%
物件費	5,484	102.3%	5,484	100.0%	5,484	100.0%	5,484	100.0%	5,484	100.0%
補助費等	4,319	100.2%	4,319	100.0%	4,319	100.0%	4,319	100.0%	4,319	100.0%
その他	1,770	92.6%	1,659	93.7%	1,622	97.8%	1,582	97.5%	1,606	101.5%
歳出計	59,610	101.4%	58,706	98.5%	58,009	98.8%	57,766	99.6%	57,603	99.7%
市税	25,255	96.9%	25,255	100.0%	25,255	100.0%	25,255	100.0%	25,255	100.0%
地方交付税総額	9,766	114.9%	9,486	97.1%	8,966	94.5%	8,936	99.7%	9,286	103.9%
うち臨時財政対策債	2,116	155.2%	2,116	100.0%	2,116	100.0%	2,116	100.0%	2,116	100.0%
国・県支出金	11,295	104.4%	11,269	99.8%	11,269	100.0%	11,240	99.7%	11,240	100.0%
建設地方債	2,703	96.6%	2,624	97.1%	2,547	97.1%	2,473	97.1%	2,401	97.1%
その他歳入	9,791	98.8%	9,093	92.9%	9,009	99.1%	9,084	100.8%	9,180	101.1%
歳入計	58,810	101.2%	57,727	98.2%	57,046	98.8%	56,988	99.9%	57,362	100.7%
要調整額(歳入 - 歳出)	800		979		963		778		241	

平成 21 年度の要調整額は、財政調整基金繰入金で対応。

(2) 推計結果

期間中の要調整額は、24年度までは毎年約8億円～10億円で推移すると予測されますので、引き続き改革の強化とスピードアップを図っていく必要があります。

地方財政計画における人件費及び投資的経費の削減継続により、地方交付税の減収が続くと見込まれるため、なお多額の財源不足(要調整額)が生じる結果となっております。

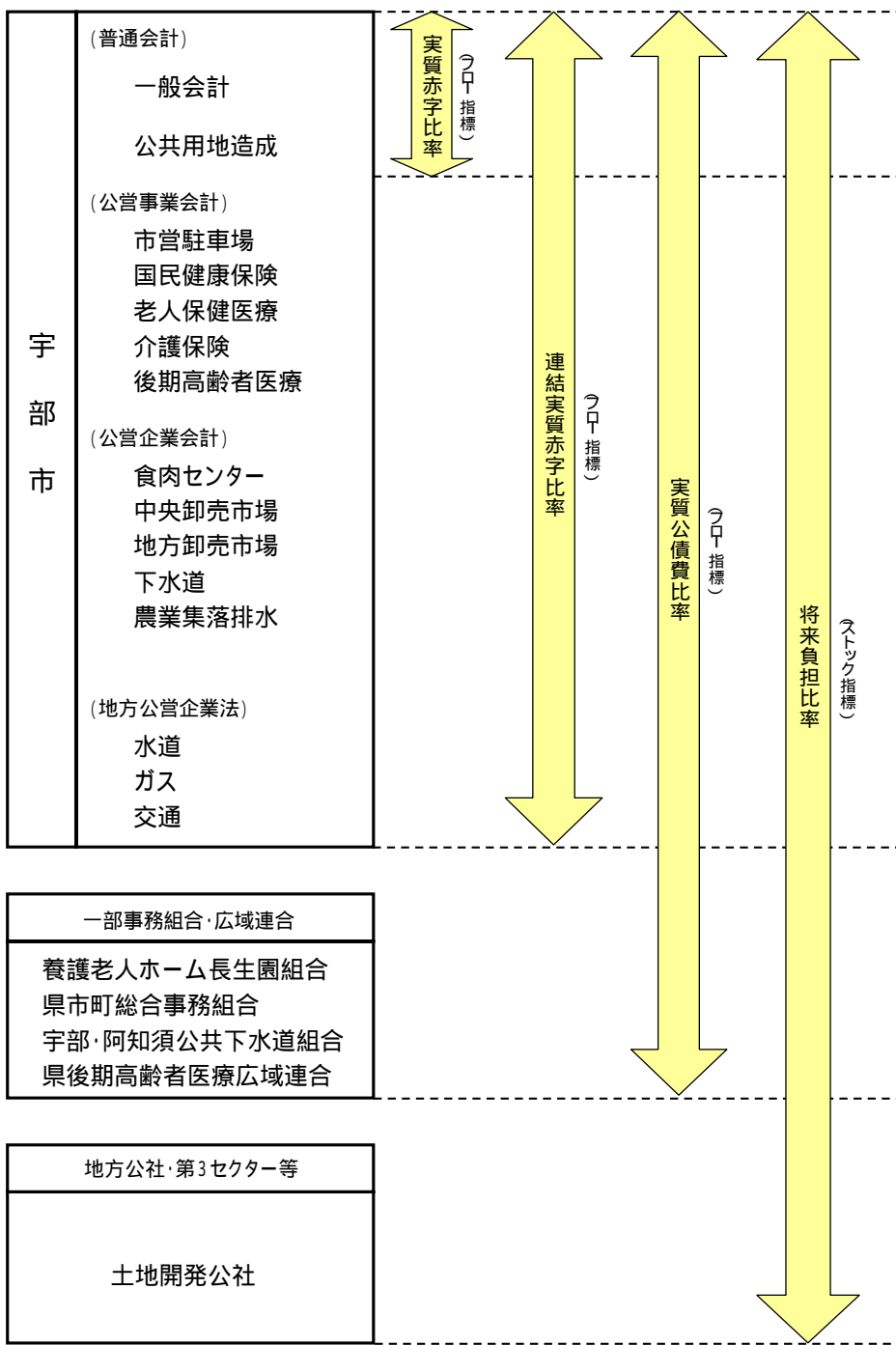
したがって、これを上回る行財政改革効果を捻出しなければ、財政調整基金の残高を考慮すると、市民サービスの維持が困難になると予測されるため、引き続き改革の強化とスピードアップを図っていく必要があります。

### 3. 健全化判断比率の推移予測

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成21年4月から全面施行されます。普通会計だけでなく、公営企業や地方公社・第三セクター等を含めた指標の整備を受け、平成19年度決算から指標の公表が義務付けられています。

本市における各指標の対象となる会計及び団体は次のとおりです。

#### 健全化判断比率の対象について



### (1) 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字の比率を示したもので、実質収支の状況が赤字であれば、数値が計上されます。

本市の平成19年度決算では、実質収支が黒字のため、実質赤字比率は計上されていません。

< 実質赤字比率算出式 >

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

平成19年度本市の早期健全化基準：11.58% 財政再生基準：20%

### (2) 連結実質赤字比率

すべての会計の実質赤字（又は資金の不足額）の比率を示したもので、各会計の実質収支（又は資金の不足額）の合計が赤字であれば、数値が計上されます。

本市の平成19年度決算では、老人保健医療特別会計において赤字となっているものの、それ以外の会計ではすべて黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されていません。

今後も繰出金や企業会計に対する補助金について、全市的な財政の健全化を図る観点から検討し、連結ベースで赤字とならないよう留意していく必要があります。

< 連結赤字比率算出式 >

$$\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

平成19年度本市の早期健全化基準：16.58% 財政再生基準：40%

### (3) 実質公債費比率(3カ年平均)

市場の信頼や透明化等の観点から、起債制限比率の算出方法に、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出分等(普通交付税措置のないもの)を加算して算出したもので、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率です。

平成18年度からの地方債協議制度において、この指数が18%以上の団体は、地方債発行にあたって、協議制度の対象とならず、許可団体の指定を受けることとなるだけでなく、民間からの資金調達が拡大する状況において市場からの評価が下がることとなります。

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実質公債費比率	12.1%	12.2%	12.2%	12.0%	11.7%	11.1%	10.4%

#### - 推計結果 -

今後の比率の推移については、徐々に低下していくものと見込まれますが、臨時財政対策債の発行額が増加しているため、普通会計建設事業債発行額35億円以内を厳守するとともに、臨時財政対策債や普通会計以外の下水道事業会計等についても、市債発行の抑制に努める必要があります。

#### 【算定に用いた数値の内訳】

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
元 利 償 還 金 等	普通会計	7,395	7,293	7,278	7,171	6,984	6,948
	下水等 特別会計	2,008	1,996	2,136	2,170	2,065	1,967
	一部事務組合	261	266	281	272	274	277
	債務負担	291	318	343	216	185	188
	計	9,955	9,873	10,038	9,829	9,508	9,415
標準財政規模	35,731	35,967	36,358	35,777	35,257	35,317	35,577
普通交付税算入控除額	6,234	6,287	6,410	6,307	6,303	6,364	6,621

上記のうち普通会計の元利償還金等は、下表<参考>中の公債費から公債費充当特定財源(住宅使用料等)を控除した数値を計上しています。

#### < 実質公債費比率算出式 >

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{元利償還金等} - \text{普通交付税算入控除額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入控除額}} \times 100$$

(3カ年平均)

なお、数値は百万円単位であるので、試算した比率と異なることがあります。

早期健全化基準：25% 財政再生基準：35%



<参考> 普通会計の公債費推移予測(平成21年度～30年度)

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
公債費	9,460	9,273	9,160	9,156	9,129	8,726	8,305	8,185	7,747	7,212
うち 臨時財政 対策債	772	887	1,001	1,075	1,220	1,345	1,485	1,626	1,767	1,907
残高	77,415	75,021	72,693	70,323	67,934	65,906	64,267	62,723	61,599	60,999
うち 臨時財政 対策債	14,991	16,413	17,750	19,040	20,213	21,286	22,242	23,077	23,792	24,382

普通会計の単年度建設地方債発行額(35億円)に臨時財政対策債(平成21年度以降同額で発行)を加えて年利1.8%で試算。

#### (4) 将来負担比率

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率で、普通会計に影響を与える債務残高を把握し、将来の財政悪化の可能性を示すものです。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
将来負担比率	135.9%	131.3%	130.0%	131.1%	129.9%	125.9%	121.9%

#### - 推計結果 -

早期健全化基準を下回っているものの、高い水準で推移するため、債務の圧縮に努める必要があります。

<将来負担比率算出式>

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{普通交付税算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入控除額}} \times 100$$

早期健全化基準：350% 財政再生基準：なし

## 4. 今後の動向と方針

### 今後の動向

#### (1) 合併支援措置の縮小

##### 普通交付税

- (ア) 普通交付税に算入されている合併補正が、平成21年度に廃止されるため、平成22年度以降、約2億円の減収となります。
- (イ) 平成26年度まで、普通交付税の算定は、旧宇部市、旧楠町それぞれ個別に算定し、合算していますが、平成27年度以降は一本算定となり、その後5年間で段階的に縮減されることとなっています。  
個別算定の合算と一本算定では、約5億円の減収となります。

##### 合併特例債

- 平成26年度まで財源措置の手厚い合併特例債(充当率原則95%、元利償還に対する交付税措置70%)の発行が、認められています。  
なお、本市発行可能額は、約157億円です。(うち、平成20年度までの発行見込額は約65億円)

#### (2) その他地方財政対策(普通交付税)の動向

- (ア) 地方財政について、人件費、投資的経費の厳しい抑制を図る方針は続いており、個別算定経費と包括算定経費は依然として縮小傾向で、本市では、平成22、23年度は各2億円の減額となる見込みです。
- (イ) 平成21年度から措置される地域雇用創出推進費が、平成22年度で廃止されるため、平成23年度以降、約3億円の減収となります。

### 今後の方針

#### 総括事項

- (1) 「新行財政改革プラン」の積極的な推進や仕事のプロセス改善により財源捻出に努め、基金繰入に依存しない財政運営を目指します。

- (2) 財政的に自立し、本市が持続的な発展を遂げていくためには、市税の増収対策を積極的に推進していく必要があります。

このため、

**短期的には、** 収納率の向上に積極的に取り組みます。

**中長期的には、** 産学官連携の推進や、本市の魅力創造による交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化に努めます。

## 個別事項

### (1) 市債のコントロール

#### 債務の圧縮

建設事業債の抑制に加え、臨時財政対策債を含めた市債総額を抑制するとともに、高利債の借換えや繰上償還により、後年度負担の軽減に努めます。

#### 長期民間資金の借入れ検討

近年、市債の借入先が、政府系金融機関（償還期間・原則20年）から、民間資金（償還期間・原則10年）へとシフトし、1年当たりの返済額が重くなっているため、市債の発行を抑制しても、据置期間の存在と合わせ、発行抑制の効果が表れるのに時間が掛かっています。

このため、市債抑制効果が早期に表れるよう、償還期間が長期の15年債、20年債の民間資金の借入れを実施します。

#### 実質公債費比率の抑制

国の地方交付税総額の抑制が、実質公債費比率に影響するため、合併特例債など交付税による財源措置の手厚い市債の獲得により、比率の抑制に努めます。

また、下水道事業会計等の公債負担の在り方の検討等により、地方債の協議制度水準（実質公債費比率18%以下）を上回ることはないよう努めます。

### (2) 退職手当の財源確保

試算条件（P3参照）でも記載していますが、今後、退職者数が高水準で推移します。

試算期間中は、退職金基金積立金の積み増しを行い、基金繰入金で対応可能と見込んでいますが、期間後も退職者数が高水準で推移するため、退職金基金の残高は減少する見込みです。

このため、退職金基金積立金のさらなる増額積立や、執行段階における経費節減による基金繰入留保に努めるとともに、基金残高の状況によっては、退職手当債の発行も検討する必要があります。

## 用語解説

### 【一般会計】

地方公共団体の行政運営の基本的な経費が計上される会計

### 【特別会計】

一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区別して経理する場合に設置する会計

### 【人件費】

市の職員の給与や退職金などの費用

### 【物件費】

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的な経費（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）の総称

### 【維持補修費】

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を維持するための経費

### 【扶助費】

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費

### 【補助費等】

市が、民間等に対して、行政上の目的により交付する経費（負担金補助及び交付金、報償費など）

### 【普通建設事業費】

道路や学校の新増設など建設事業に要する投資的経費

### 【災害復旧事業費】

降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するための事業に要する経費

### 【公債費】

市債（市の借金）を返済する元利償還金（元金と利子）と一時借入金（一時的な財源不足の場合に調達する資金）の支払利息

### 【積立金】

基金等に積み立てるための費用

### 【投資及び出資金】

財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費

### 【貸付金】

地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、市が、直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費

**【繰出金】**

一般会計と特別会計又は特別会計間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

**【予備費】**

緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費

**【地方譲与税】**

法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されるもの

**【税交付金】**

県が徴収した税の一部が交付されるもの

**【地方交付税】**

地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもので、普通交付税と特別交付税がある。

**【普通交付税】**

基準財政需要額が基準財政収入額を上回った場合、その財源不足額が交付されるもの。反対に、基準財政収入額が基準財政需要額を上回った場合は、普通交付税は交付されず、不交付団体となる。

**【特別交付税】**

基準財政需要額や基準財政収入額の算定に反映することのできなかった、具体的な事情（災害による財政需要の増等）を考慮して交付されるもの

**【基準財政需要額】**

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額

**【基準財政収入額】**

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出した額

**【臨時財政対策債】**

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例地方債。地方全体の通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は臨時財政対策債により補てんされる。